入所及び医療的ケア開始までの手続

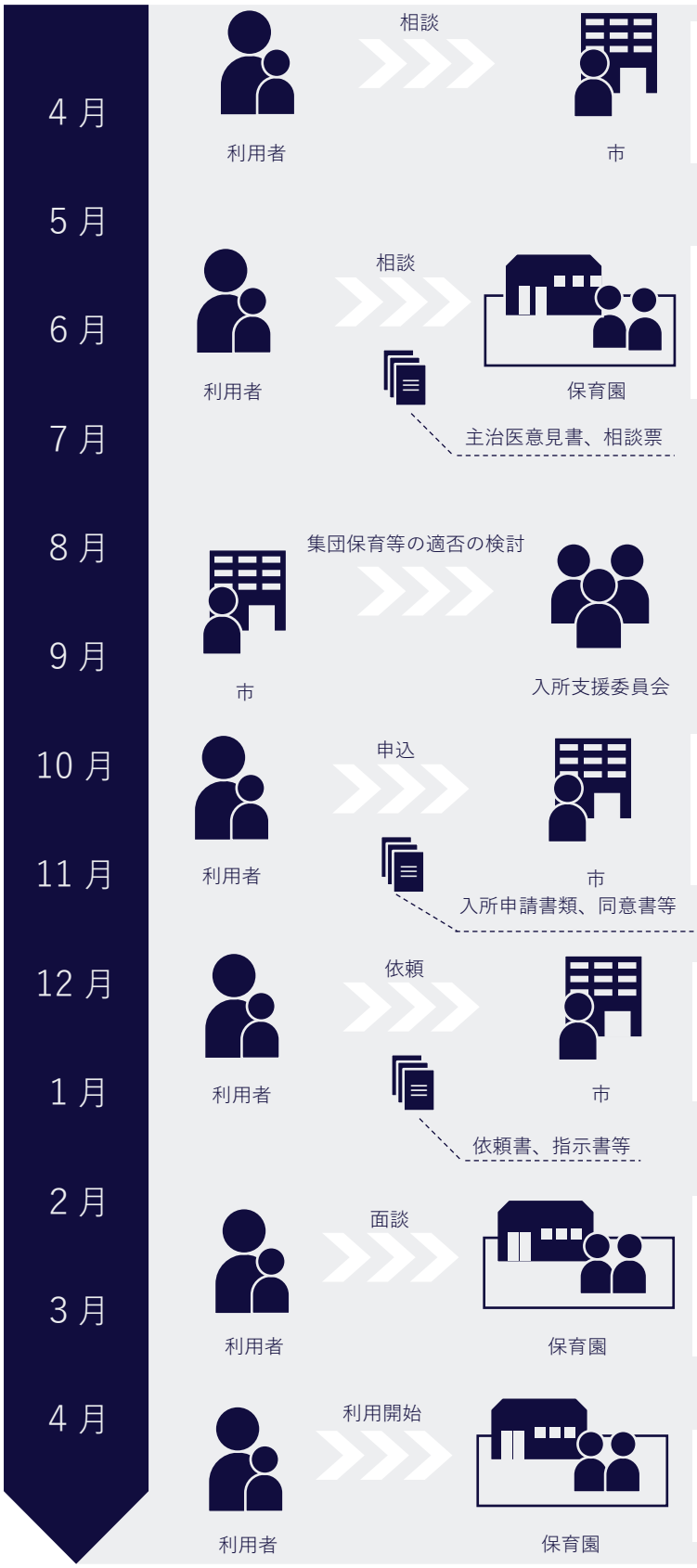

1　事前相談（4 月～6 月頃）
保育園の利用について市役所に相談を行い、園開放への参加をします。

1　相談会（7 月頃）
主治医意見書、相談票等を提出し、後日、保育園で相談会を行います。

2　保育所入所等支援委員会（8 月頃）
市は入所等支援委員会を開催し、受入れが可能であるか等を検討し、結果を通知します。

3　入所申込（10 月頃）
集団保育等が適当であると認められたら、市役所に保育園の入所申込を行います。

4　医療的ケア実施の依頼（12 月頃）
保育園利用が内定したら、市役所に依頼書、指示書等を提出します。

5　入所前の個別懇談（2～3 月頃）
市は提出された書類を基に個別懇談を実施し、支援体制の確認等を行い、結果を通知します。

5　保育園利用開始（4 月～）
保育園での児童への医療的ケアを実施します。